

清 掃 等 委 託 業 務 契 約 書 (案)

- 1 委託業務名 大分県教育センター清掃等業務委託
- 2 履行場所 大分県教育センター（大分市旦野原847番地の2）
- 3 履行期間 自 令和8年10月 1日
至 令和11年 9月30日
- 4 委託金額 一金 円（月額 円）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
（内訳） 令和8年度 円（月額 円）
令和9年度 円（月額 円）
令和10年度 円（月額 円）
令和11年度 円（月額 円）
- 5 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者大分県知事 佐藤 樹一郎を甲とし、受託者を 乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別添の庁舎清掃等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。
（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を受けた場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（再委託の禁止等）

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせ てはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術 的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうもの とする。

3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせ ようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏 名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面 を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(庁舎管理者)

第4条 各庁舎の庁舎管理者（以下「各庁舎管理者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 大分県教育センター・・・大分県教育センター所長

(監督員)

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、契約書に定めるもののほか、仕様書等に定めるところにより次の権限を有する。

- (1) 業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者（以下「現場代理人」という。）との業務連絡及び調整

- (2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人等)

第6条 乙は、業務の実施に当たり、現場代理人及び副現場代理人（以下「現場代理人等」という。）を定め、書面をもって甲に通知するものとする。現場代理人等を変更したときも同様とする。また、直接作業に従事する作業員の名簿も甲に提出するものとし、作業員が変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、常に監督員と連携を保ち、次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務の実施の総括管理
- (2) 乙の従業員の指揮監督
- (3) 業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

- 3 副現場代理人は、現場代理人を補佐し、現場代理人が不在時においては、上記に掲げる職務を行う。

(建築環境衛生管理技術者)

第7条 乙は、建築物環境衛生管理業務が適正に行われるよう、建築物環境衛生管理技術者を選任し、書面をもってその氏名及び資格証明書の写しを甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務の実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。

- 2 庁舎管理者は、乙が業務の実施のため必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。
- 3 乙は、委託期間が終了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、前項により提供された施設等を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 乙は、貸与を受けた物品等が不要になったときは、速やかに、庁舎管理者に返還しなければならない。

(業務の計画、報告等)

第9条 仕様書のとおりとする。

(業務の実施の検査)

第10条 乙は、毎月の業務の実施結果を書面により庁舎管理者にすみやかに報告し、検査を受けなければならない。

2 前項の実施結果が仕様書に適合していないと認められる場合は、甲又は監督員は業務の修補を乙又は現場代理人等に求めることができる。

(委託金額の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、委託金額の月額金 円の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(機密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の内容を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約の履行上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」を守らなければならない。

(法令の遵守)

第14条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、警備業法、消防法その他の関係法令を遵守し、その責任を負うものとする。

(規律維持)

第15条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第17条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第 18 条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第 11 条第 2 項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第 19 条 乙は、第 20 条第 5 号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

1 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

2 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

3 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

4 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

5 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

6 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき

(違約金)

第 21 条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(特約事項)

第 22 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第 23 条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金

額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変動前契約金額(契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。)と変動後契約金額(変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相当する額をいう。)との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年 月 日

甲	契約担当者	大分市大手町3丁目1番1号	
		大分県知事 佐藤 樹一郎	印
乙	住所		
	商号又は名称		
	代表者氏名		印